

『産業福利』第1巻について

——誰が誰に何を書いたか

堀口 良一

はじめに

- 1 『産業福利』第1巻は、誰に向けて書かれているか
- 2 『産業福利』第1巻は、誰が書いているか
- 3 『産業福利』第1巻は、何が書かれているか

おわりに

はじめに

産業福利協会は1925年11月から1936年3月まで活動を続け、1936年4月には協調会と合併して協調会産業福利部として1941年3月まで存続した。産業福利協会は協調会の時期も含めると通算で15年以上の長期にわたり活動を続けたが、この間、協調会に及ぼした甚大な影響⁽¹⁾や、社会局の「別働隊」⁽²⁾として労働行政に果たした役割の大きさなどを念頭に置くと、その存在意義は無視できないにもかかわらず、その実態は依然として解明されてこなかった。実際、産業福利協会を直接扱った論文として、梅田俊英「産業福利協会から協調会産業福利部へ」（法政大学大原社会問題研究所編、梅田俊英・高橋彦博・横関至著『協調会の研究』柏書房、2004年、227-239頁）や堀口良一「産業福利協会について——戦前日本における労資協調と労働安全——」（『社会政策学会誌』第19号、社会政策学会、2008年3月、197-216頁）があるに過ぎない。

こうした中、産業福利協会が発行した機関誌『産業福利』（ただし、第1巻のみ機関紙）のうち、所在が不明であった第1巻が、2007年7月、法政大学大原社会問題研究所の協調会研究会の諸氏により発見された。発見の経緯については、梅田俊英「『産業福利』第1巻の「発見」とその意義」（『大原社会問題研究所雑誌』No.591、法政大学大原社会問題研究所、2008年2月、84-85頁）に詳しい。

(1) 産業福利協会が協調会に及ぼした甚大な影響の一つは、直接的には、1936年4月の両者の合併によって、協調会が組織を再編成し、基本方針を見直したことである（堀口良一「産業福利協会について——戦前日本における労資協調と労働安全——」、『社会政策学会誌』第19号、社会政策学会、2008年3月、205-207頁）。

(2) 大原社会問題研究所編『日本労働年鑑 第18巻 昭和12年版』（復刻版）法政大学出版局、1969年、382頁。

『産業福利』第1巻は、産業福利協会の設立趣旨（第1号、第4号）、改正前の会則（第1号）、原会員名簿（第1号）、第1回災害予防労働衛生講習会の内容（第10号）など、これまで不明であった重要な事実を多く含んでいる。これは、産業福利協会の実態の解明だけでなく、当協会に関係する戦前期の社会政策、労働行政、労務管理、安全運動などの分野の研究に少なからず寄与するだろう。

本稿は、『産業福利』第1巻の発見を受けて、それは誰に向けて書かれているか、誰が書いているか、そして何が書かれているかについての分析を通して、『産業福利』第1巻の特徴を描くことを中心的な課題とする。これによって、『産業福利』という刊行物の基本的な性格が理解でき、延いては産業福利協会の実態が浮かび上がってくるであろう。

1 『産業福利』第1巻は、誰に向けて書かれているか

今回発見された『産業福利』第1巻は中央労働災害防止協会の安全衛生情報センター内にある「武田文庫」に収められている。武田文庫とは、工場監督官や内務省社会局技師などを務め、厚生省産業安全研究所長、労働省安全課長、同省産業安全研究所長を歴任し、退官後は全日本産業安全連合会副会長に就くなど、戦前戦後を通じて労働災害防止運動に携わった武田晴爾（1881-1960年）⁽³⁾が寄贈したとされる文献資料であり、安全運動の関連図書・雑誌・資料など千点以上を有している。武田文庫にある『産業福利』第1巻は、同文庫のカタログに「産業福利創刊号」という書籍名で登録されているが、実際には、1926年1月から同年12月の間に発行された第1号（創刊号）から第11号までの全号を収め、それらが一冊に製本されている。

『産業福利』第1巻が武田文庫に収められた経緯はよくわからないが、第1巻の所在が今のところ武田文庫でしか確認できない特異な状況は、第2巻以降が国会図書館や公共図書館、あるいは大学図書館に広く所蔵されている状況と対照的であり、第1巻に限られた部数を特定の関係機関や関係者のみに配布したことを物語っている。加えて、第1巻の特異性は、その体裁（新聞）が第2巻以降の体裁（雑誌）と異なっている点にも現われている。この体裁の変更の理由は、次に述べるように、主として財政事情の好転、内容の変化、頁数の増加の3点にあった。これら3点について順を追って説明しよう。

第1に、財政事情については、創刊当時、雑誌の体裁で発行する余裕が財政的になかったことが挙げられる。

たとえば、われわれが知りうる産業福利協会の最初の決算報告（1927年度、1927年4月より1928年3月まで）を調べてみよう。1927年度の総支出56,687円（1円未満四捨五入、以下同）に占める印刷費は16,829円で、この中には『産業福利』以外に、産業福利パンフレットや産業福利ポスター

(3) 「武田晴爾氏の経歴」, 「武田晴爾選集」刊行委員会編『武田晴爾選集 第三集』全日本産業安全連合会, 1961年, 435頁。

などの印刷費も含まれる⁽⁴⁾。これに対し、『産業福利』創刊時の収入推計額は1,800円に過ぎなかった。なぜなら、発足直後の収入は、1925年12月18日現在の会員19団体（のち維持会員へ名称変更）が納めた会費36口、計1,800円だったからである⁽⁵⁾。したがって、発足当時の産業福利協会は、この予算内で運営することが前提だったと考えられるので、その全額を『産業福利』の印刷費に当てたとしても、1927年度の数分の1で賄わねばならないほど財政事情は厳しかった。

ところが、創刊後、財政事情が好転する。まず、会員増による会費収入の増加である。発足時の会員19団体は1926年2月17日には30団体に増え、さらに1927年3月までには35団体に達している⁽⁶⁾、この間、会費収入は増加した。加えて、1926年中に、東洋紡績および大日本紡績連合会の寄付金合計800円や内務省からの補助金500円が入ってくるので⁽⁷⁾、1926年を通じて財政状況は好転していった。

第2に、内容の変化では、「会員相互の連絡」を図る彙報記事から、「必要なる智識方法を供給」するための研究・講話記事へ重点が移り、『産業福利』の性格が、会員向けの会報から災害予防に関する専門紙へと変化した。つまり、「会員相互の連絡」（会報）と「必要なる智識方法を供給」すること（専門紙）を2本柱として記事が組まれた『産業福利』は、第1巻の号が進むに従い、災害予防等の技術的な専門知識や方法を提供する専門紙へ変わっていった。実際に、この変化を定量的に検証してみよう。

ここでは、第1巻の全記事259本——文章によって説明されている記事および表、ポスター、写真、標語、広告。ただし、目次は除く——について整理、分類した一覧表「『産業福利』第1巻所収記事一覧」⁽⁸⁾に基づいて、会報から専門紙へ移っていく様子を分析してみよう。図1は第1巻の記事259本を各号ごとに会報記事と専門記事に分類した上で、それぞれの数を表わしたものである。図1を見れば、会報記事数が右肩下がりなのに対し、専門記事数は右肩上がりであり、両者の割合は第3号から逆転していることがわかる。

(4) 『産業福利』第4巻第1号、産業福利協会、1929年1月、巻末「産業福利協会昭和二年度決算報告」。なお、以下、産業福利協会発行の『産業福利』については、発行所と発行日を略す。ただし、協調会産業福利部発行の『産業福利』については、この限りでない。

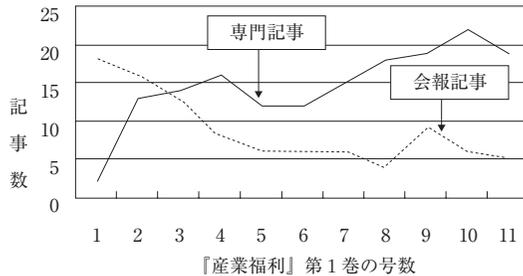
(5) 『産業福利』第1巻第1号、4頁。

(6) 『産業福利』第1巻第2号、4頁、および『産業福利』第2巻第5号、44-45頁、同第2巻第6号、50頁、同第2巻第7号、55-56頁。

(7) 『産業福利』第1巻第2号、3頁、および『産業福利』第1巻第3号、3頁。

(8) 「『産業福利』第1巻所収記事一覧」は、堀口良一「『産業福利』第1巻所収記事の分類」、『近畿大学法学』第56巻第1号、近畿大学法学会、2008年6月、参照。

図1 『産業福利』第1巻各号における会報記事と専門記事の増減⁽⁹⁾



この会報から専門紙への移行は、記事数だけでなく、紙面構成の変化にも現われている。実際、第1巻の初期では、地方工業主団体に関する記事が紙面の中心を飾っていたが、徐々に記事の数は減り、紙面の末尾に置かれるようになった。たとえば、早くも第2号において冒頭に「研究」欄が設けられ専門記事が主役となり、会報は「彙報」欄などで扱われ脇役へ押しやられている。つまり、第3号で記事数において逆転する会報記事と専門記事の関係は、すでに第2号の構成面において逆転していた。そして、この逆転関係は、その後も変化せず、この傾向は雑誌に変わった第2巻以降において一層顕著になる。

第3に、この変化とともに専門記事1本当りの頁数が増え、全体の頁数も増えていった。たとえば、第1号の4頁紙面から第11号の12頁紙面へと厚みを増していった。

これらの変化は、やがて1926年12月に会則の改正を促し、個人や単独の企業にも会員資格を与え、『産業福利』の購読者を大幅に増やす道を開くことになるが、会員資格の改正に先立って購読者を多様化する兆候はすでに認められる。すなわち、『産業福利』1部の定価表示である。それ以前になかった定価表示が、第3号から定価1部10銭と表示されるようになった⁽¹⁰⁾。これは、地方工業主団体の会員に会報として配布していたものを、会員以外の一般の購読者（単体の企業や工業主などの個人）にも有償で配布し始めたことを示唆している。実は、この時の一般の購読者は、のちの通常会員を先取りする形態であったと推測される。

したがって、地方工業主団体を会員とする会報としての機関紙『産業福利』は、会員以外の購読者も意識した専門紙へ比重を徐々に移し、その結果、第2巻から機関誌『産業福利』へと転換したのである。第1巻の所在が容易に把握できなかったのは、希望すれば購読できる第2巻以降とは異なり、第1巻は原則として会員である地方工業主団体に向けて書かれていたため、限られた部数を特定の会員を中心に配布していたためであった。

(9) 同論文所収の「『産業福利』第1巻所収記事一覧」に基づいて作成。

(10) 『産業福利』1部の定価10銭は、その後、第2巻第9号まで維持され、第2巻第10号から頁数の増加により25銭に改められた。

2 『産業福利』第1巻は、誰が書いているか

いま見たように、『産業福利』第1巻は、第2巻以降の専門誌の原型を作った。したがって、執筆者についても、その基本的な特徴が第1巻に見られるだろう。

『産業福利』は社会局の関連団体である産業福利協会の定期刊行物であることから、記事の大半は社会局または産業福利協会の関係者だと予想できる。実際、第1巻所収の全記事259本において、執筆者が明記されている記事（以下、署名記事）77本⁽¹¹⁾のうち、執筆者が社会局（社会局保険部を含む）または産業福利協会、あるいは社会局職員である記事は62本（80.5%——小数点第二位以下四捨五入、以下同）にも及ぶ。また、執筆者が明記されていない182本についても、内容から判断して、社会局または産業福利協会が編集執筆したと推定できる。

ここでの関心は、主たる記事の書き手が、社会局または産業福利協会のどのような人たちであったかという点にある。そこで、これを検討するため、社会局職員が執筆している記事45本に着目して分析を進めよう。表1に、この45本の執筆者を執筆数の多い順——同数の場合は、『職員録』⁽¹²⁾の登載順に従った——に整理した。

表1 『産業福利』第1巻の署名記事を書いた社会局職員一覧⁽¹³⁾

執筆者	執筆数（注）	役職		
		産業福利協会	社会局	
南俊治	10 (10)		労働部 技師	鉱務監督官
長岡隆一郎	7 (4)	会長	長官	
吉阪俊蔵	5 (4)	理事	労働部 監督課長	
蒲生俊文	4 (4)	理事	労働部 嘱託	
数江雄二	3 (3)	理事	労働部 技師	工場監督官
高木源之助	3 (3)		労働部 技師	工場監督官
河原田稼吉	2 (2)	理事長	労働部 部長	
北岡寿逸	2 (2)	理事	労働部 事務官	工場監督官兼鉱務監督官
色川三男	2 (2)	理事	労働部 技師	工場監督官
鈴木隆治	2 (2)		労働部 技手	工場監督官補
鯉沼萌吾	1 (1)	理事	労働部 技師	工場監督官
秋村潔	1 (1)		労働部 属	工場監督官補
櫻田儀七	1 (1)		労働部 技手	工場監督官補
後藤万次郎	1 (1)		労働部 技手	工場監督官補
井口幸一	1 (1)		労働部 技手	工場監督官補

（注）執筆数は会報記事と専門記事の両方を含む。また、（ ）内の執筆数は専門記事のみである。

(11) 署名記事には、執筆者が明記されている記事75本に、内容から執筆者が容易に判明する「産業福利協会会長挨拶」（第4号）および「福岡工鉱連合会発会式に於ける長岡社会局長官の告辞」（第7号）の2本（ともに長岡隆一郎執筆）を含めた。

(12) 『職員録』（内閣印刷局編集・発行）は、1926年7月1日現在のもの（1926年9月28日印刷発行）を基本的に用い、補助的に1925年7月1日現在のもの（1925年9月28日印刷発行）を参照した。

まず、産業福利協会について表1を分析してみよう。表1にあるとおり、産業福利協会の役員（会長、理事長、理事）は8人が執筆し、執筆数の合計は26本（45本に占める割合は57.8%）を数え、協会役員の健筆ぶりが目立つ。ただし、彼らの寄稿率（対象となっている組織全体に占める執筆者の割合）は、役員22人中の執筆者8人で36.4%にとどまっている⁽¹⁴⁾。

今度は社会局に目を向けて見よう。表1から、執筆者は、長岡を除く14人全員が社会局労働部に属しており、他の部局（保険部、社会部および庶務課）の執筆者は一人もいない。そして、この14人の執筆数は合計38本（84.4%）にも達する。そもそも産業福利協会は社会局の外郭団体（1929年2月から財団法人）として設立され、その事務所を「社会局第一部」（会則第2条）、すなわち社会部労働部に置き、実態としては労働部の外郭団体であった。このため、当協会の役員に労働部職員が多数を占め——実際、理事（1927年7月1日現在）は社会局労働部職員が22名中16名を占めていた——、『産業福利』への寄稿者の多くが労働部職員であるのも頷ける。ただし、『職員録』（1926年7月1日現在）に登載されている社会局労働部職員（部長、書記官、事務官、技師、属、技手）33人の寄稿率は、そこに登載されていない蒲生と櫻田を除く12人で計算すれば、36.4%に過ぎない。

以上から判明することは、『産業福利』第1巻の執筆者は社会局の労働部職員が主力となっていたが、必ずしも労働部職員の多数が執筆に加わっていたわけではなく、その割合（寄稿率）は3分の1程度にとどまっていたということである。

そこで次に、工場監督官、工場監督官補、鉱務監督官、鉱務監督官補（以下、監督職員）という工場や鉱山を直接監督する立場にあった職員に着目して、さらに分析を進めよう。

表1では、監督職員は、秋村と櫻田を除く9名（南、數江、高木、北岡、色川、鈴木、鯉沼、後

(13) 表1の作成は、執筆者および執筆数については『産業福利』第1巻の各号、社会局の役職等については『職員録』（1926年7月1日現在）32頁および589頁、産業福利協会の役職については『産業福利』第2巻第7号、56頁、に基づく。ただし、櫻田儀七については同『職員録』の社会局欄に登載されていないので、『職員録』（1925年7月1日現在）42頁、に基づく。また、蒲生俊文の社会局における役職は、社会局が蒲生に対して出した1924年3月10日付の辞令「第一部事務取扱ヲ囑託ス」を踏まえた。なお、「労働者採用と身体検査の利益」（第11号）の執筆者「米国マツカナリー医学博士述蒲生訳」は「蒲生俊文」とした。

ちなみに、個人の署名記事で社会局職員以外が書いている記事は4本しかない。それは、濱口雄幸、澤清吉、菅原重太郎、「エム、アイ」がそれぞれ執筆したものである。ただし、「合衆国安全運動の中心たる「ナショナル、セーフティー、カウンスル」の総会」（第11号）を書いている「エム、アイ」は、「吾々産業福利の仕事をする者」という記述から判断して産業福利協会理事の色川三男と推測できるが、確証がないので、社会局職員執筆の記事から外した。

(14) ただし、産業福利協会の役員名簿は1927年7月時点であるため、この8名という数字は必ずしも正確ではない。たとえば、南俊治が1926年に協会理事を務めていた可能性はある。ただ、そうした可能性などを考慮に入れても、記事の執筆者は役員の過半数には及ばないであろう。

藤，井口）で計算した場合でも⁽¹⁵⁾、過半数の25本（55.6%）の記事を執筆している。しかも、『職員録』（1926年7月1日現在）に搭載されている社会局の監督職員15名（事務官・属5名と技師・技手10名）の寄稿率は、この9名で過半数（60.0%）を超える。さらに事務系（事務官・属）と技術系（技師・技手）に分けるならば、北岡以外の8名は全員が技術系で、その寄稿率は80.0%と高く、技術系監督職員の執筆数は23本（51.1%）にもなる。すなわち、技術系監督職員8名で執筆者15名の過半数を占め、執筆数でも半分以上に達し、寄稿率は8割にも及ぶので、彼らは間違いなく第1巻の書き手の中心であった。加えて、表1から計算すれば、労働部職員13名（嘱託を除く）のうち、事務系4名で専門記事9本を書いているのに対し、技術系9名で同24本も書いていることから、単に記事全体だけでなく、それ以上に専門記事の執筆編集を技術系職員に依存していた実態が浮かび上がってくる。『産業福利』の記事は彼ら抜きには成り立たなかった。

そして、社会局の監督職員（秋村と櫻田を加えて11人）は事務系、技術系を問わず社会局労働部監督課に所属し、上司である社会局長官、労働部長、監督課長の3人の指揮監督を受けていたので、蒲生を除く執筆者14人の共通点は、社会局に籍を置き、工場や鉱山を直接または間接に監督する立場にあった職員であるといえる。

ところで、社会局労働部に籍を置きながら、監督職員でもなく、その上司でもなかった蒲生は、産業福利協会では理事、社会局では嘱託、『産業福利』では発行兼編集人という特異な立場にいた。また、執筆数では、表1で4本しかないが、実際には、それ以上執筆していたと考えられる。たとえば、「保健秘訣十五則」（第2号）と「安全委員検査注意」（第5号）の2本は執筆者が明記されていないが、蒲生が自著『労働管理』（巖松堂書店、1928年）に掲載しているので、彼が書いた可能性が高い⁽¹⁶⁾。また、執筆者が明らかでない米国国民安全協会の記事、ポスター、標語についても、発行兼編集人である彼が翻訳・紹介・執筆した可能性がある。したがって、蒲生の執筆数は正確には把握できないが、おそらく最多となるだろう。この推測は、第2巻以降の執筆数によって傍証される。実際、彼は、第2巻第1号（1927年1月）から産業福利協会が協調会に合併される直前の第11巻第3号（1936年3月）までの間に百数十本の記事を書いた最多執筆者であり、他の執筆者を大きく引き離していた。この健筆ぶりは、次節で述べるように、蒲生の役割が産業福利協会の理論家として『産業福利』で産業福利協会の理念を語り、労働者の福利増進のための方策を説くこと
イデオロギーにあったことを示唆している。

最後に、以上の分析と関連して、『産業福利』を他誌と比較しながら、その特徴について触れておこう。

(15) ここでは、『職員録』（1926年7月1日現在）の社会局欄に監督職員として搭載されていない秋村と櫻田を除いた。秋村は、当時、社会局に籍を置いていたが、工場監督官補を務めていたのは兼務先の警視庁であった。秋村は、1928年1月に社会局に戻り、そこで工場監督官補兼鉱務監督官補に就いている（社会局監督課『工場監督官職員録（一）』職工問題資料A626、工業教育会、1928年、2頁）。また、櫻田は1925年7月に社会局所属の工場監督官補を経て、1928年1月には北海道庁の技師として工場監督官に就いているが（前掲『工場監督官職員録（一）』4頁）、『職員録』（1926年7月1日現在）の社会局欄には見当たらない。

(16) それぞれ蒲生俊文『労働管理』巖松堂書店、1928年、267-268頁および254-256頁。ただし後者の掲載は不正確である。

『産業福利』（1926年1月創刊）に類似の刊行物に『労働時報』（1924年2月創刊）があるが、これは社会局が発行していた月刊誌で、創刊時期も『産業福利』と近い。ただ、『労働時報』の位置づけは社会局第一部（のち労働部）の官報であった。このため、記事のほとんどは無署名であり、署名記事の多い『産業福利』とは対照的である。また、『労働時報』の編集発行人が「社会局」であるのに対し、『産業福利』の発行兼編集人は「蒲生俊文」であり、前者は公的な色合いが強かった。さらに、『労働時報』の「庶務は社会局第一部労働課」、のち「労働部労働課」で取り扱っていたのに対し、『産業福利』の編集事務は蒲生に負うところが大きかった。したがって、社会局に関係する定期刊行物とはいえ、両者は全く性格の異なる刊行物であった。その最も大きな違いは、『産業福利』が啓蒙誌（紙）であったのに対し、『労働時報』は広報誌であった点である。

これ以外に、社会局とは直接の関連はないものの、『産業福利』に類似した刊行物として、協働会の機関誌『社会政策時報』（1920年9月創刊）がある。『社会政策時報』は個人の署名記事が多い点で『産業福利』と近い。そして、両者を比較すれば、社会局労働部職員の事務系は『社会政策時報』へ、技術系は『産業福利』へ寄稿する傾向が見て取れる。この傾向は、協働会が社会政策について広く「研究調査」することを自らの課題として位置づけていたのに対し（協働会設立趣意書）、産業福利協会は実際の「智識方法を供給」すること（産業福利協会設立趣旨）を使命の一つとしていたことによる両者の姿勢の違いの反映であろう。『産業福利』は、具体的で実践的な知識を提供する必要があった。

以上の分析をまとめれば、まず、『産業福利』が産業福利協会を設立した社会局全体の機関紙ではなく、実際上は社会局労働部の機関紙に過ぎなかったことである。これは、産業福利協会が、実質上、社会局労働部に覇権を握られていたからである⁽¹⁷⁾。また、『産業福利』は、会報から専門紙へ比重を移していくことで、災害防止等に関する技術的な専門知識を提供することが重要な役割となっていたが、これを支えていたのは労働部技術系職員を中心とする監督職員であった。彼ら技術系職員は、『社会政策時報』のような総合的な理論誌ではなく、啓蒙的な専門紙である『産業福利』において中心的な書き手として活躍したのである。

3 『産業福利』第1巻は、何が書かれているか

上で述べたように、『産業福利』第1巻は技術的な専門知識や方法を提供する使命を担うようになり、技術系職員を中心とする監督職員が多数寄稿していた。では、そこには何が書かれていたのだろうか。第1巻の記事内容に目を向けてみよう。

記事の内容は、産業福利協会や地方工業主団体に関する会報記事や、災害防止・衛生・福利施設等に関する記事、改正工場法に関する記事、健康保険法に関する記事、海外における災害防止等に

(17) 社会局第一部（労働部）が産業福利協会の覇権を握っていたことは、産業福利協会の理事22人中、16人が労働部に籍を置いていたことに端的に示されている（『産業福利』第2巻第7号、56頁の「本協会役員名」参照）。ちなみに、この16人とは、河原田稼吉、吉阪俊蔵、君島清吉、北原安衛、北岡寿逸、成田一郎、長谷川透、木村清司、長谷川公一、宇都宮孝平、古瀬俊俊、色川三男、鯉沼弗吾、敷江雄二、大西清治、蒲生俊文である。

関する記事などの専門記事から成り、多種多様で相互に関連が少ないように見える。

専門記事の中で最も中心的な位置を占めるのは、「工場に於ける災害の予防は労働者保護上最も必要な事項」⁽¹⁸⁾とされた災害防止に関するものであった。しかし、災害防止は重要な任務ではあったが、それは、災害予防を通して「能率の増進となり〔…〕経営上よりするも有利である」(〔 〕内引用者、以下同)だけでなく「労資協調の為」にもなるからであった⁽¹⁹⁾。それゆえ、災害予防とその関連記事は、「能率増進の手段」および「労資協調の必要」という「産業福利(施設)の必要及効果」⁽²⁰⁾のもとに体系化されていた。しかも、この能率増進と労資協調による体系化は、「工業災害を防止し労働者健康を増進し被傭者の福利を図るは労資の協和を得るところにして又工業の根本を培養し其隆盛を致す所以なり」と宣言された産業福利協会の設立趣旨にも合致し⁽²¹⁾、災害防止をはじめとする「被傭者の福利」は「労資の協和」と「工業の〔…〕隆盛」(すなわち労資協調と能率増進)を目的として位置づけられていた。また、この体系化を支えていたのは、経営者の労働者に対する福利事業は「当然の義務」だと長岡が説く理念であったが⁽²²⁾、それは産業福利協会の理念でもあった。

この理念は、産業福利協会が主催した「第一回災害予防労働衛生講習会」において講習科目「産業福利の精神」を担当した講師・河原田稼吉(産業福利協会理事長・社会局労働部長)も踏襲し、「労資の協調」と「能率の増進」が労働者に対する福利事業の「経済上の必要」であると述べたあと、次のように続けている。「第一回災害予防労働衛生講習会」とは、「最近災害や中毒騒ぎの頻発する状況に鑑みて労働力を保全し産業の健全なる発達を図る為め我邦に於ける最初の試みとして産業福利協会主催の下に工場勤務者を集めて〔1926年〕十月二十五日から一週間内務省社会局大会議室に於て」⁽²³⁾開催された産業福利協会の重要な事業の一つである。

人道上より実行の必要ありと言ひ経済上より実行の必要ありと言ひましたのも第二義に亘りての説明でありまして第一義諦としましては必要を超越して事業に当然伴ふべき社会的義務であることを観念しなければならぬのであります⁽²⁴⁾(傍点引用者、以下同)

このように、産業福利協会は、労働者の安全や健康を守り、労働者の福利増進に努めることは、「労資協調」と「能率増進」の観点から必要であると同時に、それはまた、「当然の義務」であるとの立場を明確に打ち出していた。『産業福利』における、一見、雑多に見える記事は、こうした理

(18) 『産業福利』第1巻第5号, 4頁。

(19) 『産業福利』第1巻第3号, 1頁。

(20) 河原田は「産業福利の必要及効果」(『産業福利』第2巻第2号, 3頁)、蒲生は「産業福利施設の必要及効果」(『産業福利』第11巻第5号, 協働会産業福利部, 1936年5月, 5頁)と、表記している。

(21) 『産業福利』第1巻第1号, 1頁。

(22) 『産業福利』第1巻第3号, 1頁。

(23) 『産業福利』第1巻第10号, 10頁。

(24) 河原田稼吉「産業福利の精神」, 『産業福利』第2巻第2号, 9頁。この記事は、河原田の同講習会での「講演速記」である(同, 12頁)。

念のもとに編集されていたのである。そして、『産業福利』は産業福利協会が協調会産業福利部へ再編されたあとも続いて刊行され、この理念は協調会へと引き継がれていった。それは、産業福利協会の理事を務め、協調会産業福利部副部長（のち部長）であった蒲生が書いた同名の論文「産業福利の精神」にも見られる⁽²⁵⁾。

実は、産業福利協会の長である長岡が唱え、同協会の実質的な責任者である河原田が説き、さらには同協会の後継団体である協調会産業福利部を指揮していた蒲生が再び訴えたこの理念は、もともと英国の産業福利協会（Industrial Welfare Society）に「深く係わ〔った〕」⁽²⁶⁾ B. シーボーム・ラウンツリー（B. Seeborn Rowntree）が提唱したものであった。これについて、河原田と蒲生は同名の論文の中で、次のように記している。

ラオンツリーは「如何に良好なる労働状態の下に生産が実行されるかを実現するのが僱主の社会的義務 Social obligation である」と申しました⁽²⁷⁾

内務省社会局は、それに強く刺激されて産業福利協会を立ち上げたと考えられる。実際、英国の製菓会社ラウンツリー社の社長であるB. シーボーム・ラウンツリーが1924年の10月から11月にかけて日本に滞在した際、11月6日に内務省社会局主催の昼食会に招かれたことが彼の「日本滞在記」からわかる。この昼食会に社会局から誰が出席したかは読み取れないが⁽²⁸⁾、河原田は『産業福利』以外にも、自著で「ラウンツリー氏が我国に来朝したる際語つて居つた所であるが〔…〕」⁽²⁹⁾と記し、また、当時、社会局囑託であった蒲生も『産業福利』以外の雑誌でも、「先般、英国ヨーク市に於て、約七千人を雇傭する製菓会社社長ラオンツリー氏が来邦された。〔…〕同氏が、〔内務省〕社会局に於て語つた中に〔…〕」⁽³⁰⁾と書き残していることから、蒲生や河原田が昼食会に出席したか否かは確認できないが、少なくとも社会局や河原田と蒲生がラウンツリーに関心を抱いていたことだけは読み取れる。そして、この関心はラウンツリーの思想だけでなく、『産業福利』創刊号（第1号）の紙面に掲載された「英国産業福利協会会長ヨーク公殿下令旨」という記事が示すように、英国の産業福利協会へも向けられていた。このため日本の産業福利協会は英国のそれを意識して設立された可能性が高く、そうであれば、河原田と蒲生は、産業福利協会の生みの親ともいえる。

すなわち、一方で、日本における産業福利協会の組織者は、^{オルガナイザー}警保局から社会局へ移り、法令によ

(25) この同名論文は、主として蒲生が書いたと考えられる（堀口良一「河原田稼吉と蒲生俊文の『産業福利の精神』について」、『近畿大学法学』第56巻第1号、近畿大学法学会、2008年6月、参照）。

(26) 山本通「B. シーボーム・ラウンツリーの日本滞在記（1924年）」、『商経論叢』第41巻第3・4合併号、神奈川大学経済学会、2006年3月、54頁。

(27) 河原田「産業福利の精神」、『産業福利』第2巻第2号、9頁。なお、蒲生も、「ラオンツリーは『如何に良好なる労働状態の下に生産が実行されるかを努めるのが雇主の社会的義務である』と言つた。」（蒲生「産業福利の精神」、『産業福利』第11巻第5号、協調会産業福利部、1936年5月、10頁）と、ほぼ同じ記述をしている。

(28) 山本前掲論文、59頁。

(29) 河原田稼吉『労働行政綱要』松華堂書店、1927年、489頁。

(30) 蒲生俊文「労働管理に関する一考察」、『精神』第2巻第12号、精神社、11-12頁。

って労働運動を取り締まる立場から、法令の枠組みを超えた社会運動（労資協調）によって労働運動を取り込む立場へ転身を図った河原田であった⁽³¹⁾。他方で、その際、ラウントリーの思想を踏まえながら、日本における産業福利協会の理念を作成した理論家^{イデオログ}が、「内務省社会局が安全運動に力を注がんとするの意を以て〔…〕参加方を慫慂された」⁽³²⁾蒲生であった。つまり、蒲生は『産業福利』の発行兼編集人や産業福利協会の実務家として活躍しただけでなく、日本における産業福利運動^{イデオログ}の理論家としても重要な役割を果たしたのである。

こうして産業福利協会の理念は、その後継組織である協調会産業福利部においても齟齬なく受け継がれ、日本の産業福利運動が続いていった。蒲生が協調会に移った直後に発表した論文「産業福利の精神」（『産業福利』第11巻第5号、1936年5月）は、かつて河原田が書いた同名の論文（『産業福利』第2巻第2号、1927年2月）と内容が酷似していることから理解できるように、産業福利協会は社会局の「別働隊」であるにせよ、その実際の指揮官は蒲生であった。それは、蒲生が『産業福利』の最多執筆者であることや、発行兼編集人であるという事実^{イデオログ}に如実に現われている。

労働者の安全を守り福利を増進することは工業主の「社会的義務」だとする理念は、産業福利協会の機関紙『産業福利』にも反映されていた。以下に、実際の記事を参照しながら検証してみよう。

まず、災害予防に関する記事には、実際に起きた事故の詳細を伝えるだけでなく、その原因の分析や予防策などを解説したものも少なくない。また、多発しやすい事故への警告や予防策に触れた記事もある。こうした災害予防に関する雑多な記事の多くは災害予防を主目的として書かれているが、記事によっては、災害予防が経営に直接関わることに注意を促している。たとえば、「機織工場に於ける^マ杼の脱出に基く災害」という記事は、災害事例を挙げて、この種の災害が「独り工女の不幸なるのみならず工場主にとりても、工女の慰安、扶助、機械の損傷等のため其の失費少なからず」⁽³³⁾と警告している。災害予防の記事で経営上の意義に触れるか否かにかかわらず、両者が無関係ではないことを踏まえて記事が編集されていた。

具体的な予防策を示す記事「起重機の危害予防」では、川崎造船所葺合工場で「『起重機運転の使用心得』を定めて注意して以来災害は激減した」⁽³⁴⁾として、その心得を掲載して具体的な予防策を示した。こうした同業者の取り組みは、本省社会局による上からの押し付けとは違って受け入れやすく、労働者にとっても、労働災害を減らそうとする取り組みは歓迎すべき事柄であった。

また、慰安旅行や運動会などの実施例を知らせる記事「製糸工場に於ける職員の慰安娯楽施設」では、「慰安を為す費用は勿論工業主の負担」⁽³⁵⁾と経営者の自主的な取り組みを推奨し、別の記事「英国に於ける模範的労働者住宅（其の一）」では、「労働者住宅の改善は効果の点から云つても費

(31) 堀口前掲論文「産業福利協会について——戦前日本における労資協調と労働安全——」, 209頁。

(32) 蒲生俊文『安全運動三十年』奨工新聞社, 1942年, 17頁。

(33) 『産業福利』第1巻第5号, 1-2頁。

(34) 『産業福利』第1巻第4号, 1頁。

(35) 『産業福利』第1巻第7号, 3頁。

(36) 『産業福利』第1巻第4号, 1頁。

用の点から云つても、労働者福利施設中最も重要なもの」⁽³⁶⁾ だとして住宅問題を取り上げるなど、必ずしも経営者側の利益追求だけに囚われない対策の必要性も啓蒙しようとした。また、「健康保険の説明」という記事では、健康保険が「我国産業能率を増進せしむることを其の目的として居る」と説明され、「労働者の思想が穏和となり労資の関係が良好となる」と期待されるとともに、「労働者保護」の一環として位置づけられていた⁽³⁷⁾。

さらに、「青森燐寸工場火災の教訓」という記事では、「十六歳の女工が小箱詰作業中誤つて軸頭を小箱に摩擦させたために発火し〔…〕工場を全焼」した事故に触れながら、女工の不注意を責めるのではなく、「箱詰室の狭隘」「防火施設の不充分」「適当なる監督者なく弱年の女工のみで作業をして居つたこと」を問題にしている⁽³⁸⁾。ここには、労働者ではなく、経営者に改善を求める姿勢が明確に窺える。

このように、『産業福利』の主な購読者は労働者ではなく経営者であったにもかかわらず、記事の内容は、経営的な視点から災害予防に取り組んだ結果が、労働者側にも恩恵をもたらす効果が期待されただけでなく、労働者の福利増進に経営者が関心をもつことが求められた。それは、災害予防を通して、能率増進とともに労働者の保護を図り、長岡の期待する「産業の発達と労働者の幸福」⁽³⁹⁾を実現することにあつた。同時に、それは、「事業家の一部からは産業の発達を阻害して顧みざる国賊の如くに罵られる。労働運動家からは官僚の走狗、資本家の手先きとして手酷しく攻撃される。両方から恨まれ、何人からも感謝されぬ」⁽⁴⁰⁾ 立場にいた長岡をはじめとする社会局や産業福利協会の人たちの共通の目標でもあつた。

おわりに

『産業福利』第1巻は、当初、会報と専門紙を兼ね備えた産業福利協会の機関紙として創刊された。しかし、その後の財政状況の好転に助けられ、会員以外の一般の購読者へも開かれた機関紙に変化し始めると、内容が会報から専門紙へ移行するとともに、専門記事の各々の頁数も増加していった。これは、第2巻において体裁を機関紙から機関誌へ変更するに至った主要因と考えられる。

この専門紙化は、社会局の工場監督官、工場監督官補、鉱務監督官（監督職員）および彼らを指揮監督する社会局長官、労働部長、監督課長、そして囑託の活躍によって担われていたが、その中心は労働部の技術系監督職員であつた。また、記事の内容は、『社会政策時報』のような理論的で政策的な「調査研究」ではなく、具体的で実際の「智識方法」が中心を占めていた。つまり、それらは技術的で現場主義に徹した内容であつた。

このため、記事の内容が、一見、雑多で細かい知識や情報などが相互に関連なく、ただ工場など

(37) 『産業福利』第1巻第4号、2頁、同第1巻第5号、3頁。

(38) 『産業福利』第1巻第8号、5頁。

(39) 『産業福利』第1巻第4号、4頁。

(40) 『産業福利』第1巻第4号、3頁。

の労働現場で必要とする限りにおいて場当たりに提供されていたように見えるが、実は、これらの記事は「能率増進の手段」および「労資協調の必要」という「産業福利（施設）の必要及効果」のもとに体系化され、この体系化は、産業福利事業が「社会的義務」であるとする産業福利協会の理念によって支えられていた。そして、この理念は、産業福利協会の実力者である河原田の協力のもとに、蒲生が中心となって作り上げたものであった。蒲生は『産業福利』の発行兼編輯人や産業福利協会の理事として実務的に活躍しただけでなく、戦前日本における産業福利事業を理論的にも支えたのである。いみじくも、長岡がいうように、この理念のもとに「産業の発達と労働者の幸福」を実現することは、社会局や産業福利協会の人たちの共通の目標であった。

このように、機関紙『産業福利』第1巻は、体裁の異なる第2巻以降の機関誌『産業福利』の誕生の由来を説き明かすと同時に、戦前の産業福利運動の成立過程を具体的に示しているのである。

（ほりぐち・りょういち 近畿大学法学部准教授）

（付記）本稿は、法政大学大原社会問題研究所の協調会研究会での報告「産業福利協会について」（2007年10月31日、法政大学大原社会問題研究所）を踏まえ、その原稿に加筆修正したものである。

<p>【協調会史料】 法政大学大原社会問題研究所 監修 協調会研究会（梅田俊英・高橋彦博・横関至）編</p>	<p>■わが国労働安全運動の源流と展開過程が明らかに 『産業福利』復刻版（全三回配本）</p>	<p>産業福利協会が一九二六年に創刊し、以後発行主体を変えながらも一九九一年間にわたり刊行された月刊誌を完全復刻。草創期の安全衛生運動の実態を継続的に把握でき、現代の労災問題への貴重な示唆を与えうる基礎史料。第三回配本では、第一巻全二号を補遺として収録。</p>	<p>【第一回配本】一九二七年～一九三三年 A4判上製 全7巻十別巻 総2,710頁 揃294,000円</p> <p>【第二回配本】一九三四年～一九三八年 A4判上製 全8巻 総2,760頁 揃294,000円</p> <p>【第三回配本】一九三九年～一九四四年／補遺（9月下旬刊行予定） A4判上製 全8巻 総2,500頁 揃予価294,000円</p>	<p>■大原社研が保管する膨大な協調会基幹史料を公開 日本社会労働運動資料集成I・II（マイクロフィルム版）</p> <p>【I一九二〇～三〇年代】全114リール 揃2,730,000円 【II一九三一～四〇年】全62リール 揃1,575,000円</p>	<p>■歴史的価値の高い精密な生活実態調査の記録 都市・農村生活調査資料集成I・II</p> <p>【I】A5判上製 全12巻 総4,760頁 揃2,622,500円 【II】A5判上製 全12巻 総6,080頁 揃2,622,500円</p>	<p>■社会労働運動史の定説を覆す、再評価の試み 協調会の研究</p> <p>法政大学大原社会問題研究所 編 梅田俊英・高橋彦博・横関至 著 A5判上製 388頁 5,460円</p>	<p>■両機関の営みに共通する地下水脈を探索する 戦間期日本の社会研究センター</p> <p>大原社研と協調会 高橋彦博 著 A5判上製 364頁 6,090円</p>
---	---	---	---	--	--	--	--